

塗料関係 JIS 制定・改正の動向

社団法人 日本塗料工業会
財団法人 日本塗料検査協会

1. シックハウス問題対応JIS規格の制定・改正

国土交通省は建築基準法を改正し（平成14年7月5日付け）、居室に使用される全ての建築材料（塗料を含む）に関し、シックハウスの原因物質といわれるアルデヒド類の材料からの放散速度（量）を規制することになった。

これに対処するため、塗料においては塗膜からのホルムアルデヒドの放散速度（量）を明確にするため、建築基準法の規制に対応する分類基準を設け、使用者が容易に判断できるよう屋内に使用する主な塗料についてJIS規格を制定又は改正作業を進めてきた。

これらは、平成15年3月20日付けで官報公示される予定になっている。以下に改正及び新規制定のJIS規格とその概要を示す。

1) 法規制対象外となるJISマーク表示品

規格の適用範囲に「ホルムアルデヒド系防腐剤、ユリア系樹脂、フェノール系樹脂、メラミン系樹脂のいずれもを含まない」ことが明記される。これらのJIS製品は規制対象外の材料に分類され、容器にその分類を表示（表示方法は、F☆☆☆☆）することになる。改正されるJIS番号及び名称は右記の通り。

JIS No.	JIS 規格名
K5431	セラックニス類
K5531	ニトロセルローズラッカー
K5533	ラッカー系シーラー
K5535	ラッカー系下地塗料
K5581	塩化ビニル樹脂ワニス
K5582	塩化ビニル樹脂エナメル
K5583	塩化ビニル樹脂プライマー
K5653	アクリル樹脂ワニス
K5654	アクリル樹脂エナメル
K5656	建築用ポリウレタン樹脂塗料(*1)
K5660	つや有合成樹脂エマルジョンペイント(*1)
K5663	合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー(*2)
K5668	合成樹脂エマルジョン模様塗料
K5669	合成樹脂エマルジョンパテ
K5960	家庭用屋内壁塗料
新規制定	アクリル樹脂系非水分散形塗料

(*1) JISマーク表示品となる

(*2) シーラーを含む名称に変更される

2) ホルムアルデヒド放散等級を適用するJISマーク表示品

現在の規格項目の他に、ホルムアルデヒド放散等級項目が追加される。これらのJIS製品は放散の程度により等級分類され、容器にその分類を表示することになる。

塗料の等級区分

名 称		第3種	第2種	第1種
放散速度(mg/m ² ・h)	0.005 以下	0.005~0.02	0.02~0.12	0.12 以上
放散量(mg/L)	0.12 以下	0.12~0.35	0.35~1.8	1.8 以上
表示方法(案)	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	無印
内装の仕上げの制限	規制対象外	使用面積を制限		使用禁止

改正されるJIS番号及び名称は以下の通り。

JIS No.	JIS 規格名
K5492	アルミニウムペイント
K5511	油性調合ペイント
K5516	合成樹脂調合ペイント
K5562	フタル酸樹脂ワニス
K5672	フタル酸樹脂エナメル
K5591	油性系下地塗料
K5621	一般用さび止めペイント
K5667	多彩模様塗料
K5961	家庭用屋内木床塗料
K5962	家庭用木部金属部塗料
新規制定	建物用床塗料

3) ホルムアルデヒドの測定方法新規制定

ホルムアルデヒド放散等級を確定するための試験方法として新規制定される。

JIS No.	JIS 規格名
新規制定	塗膜からの放散成分分析－ 第1節：ホルムアルデヒド

2. その他JIS規格の制定・改正

1) 環境保全のために重金属を含まないさび止め塗料のJIS化が求められている。

日本塗料工業会規格JPMS 26（りん酸塩系さび止めペイント）をベースに、下記のJIS規格が制定される。

JIS No.	JIS 規格名
新規制定	非鉛・非クロム系さび止めペイント

2) JIS K 5600-1-4の改正

JIS K 5600-1-4（試験用標準試験板）は、JIS K 5410（塗料用試験板）を含めた内容に改正され、JIS K 5410は廃止されることになっている。

JIS No.	JIS 規格名
新規制定	試験用標準試験板

日塗検ホームページのURLの変更

平成15年1月1日より、日塗検ホームページのURLが下記の通り変更になりました。

ご不便をおかけ致しますが、当協会のホームページにアクセスいただく場合は、新URLをご使用いただきたくお願い申し上げます。

新URL

<http://www007.upp.so-net.ne.jp/jpia/>

旧URL

<http://www09.u-page.so-net.ne.jp/wb3/jpia/>